

雇用調整助成金は、平成20年秋のリーマン・ショックを受けて助成内容を大幅に拡充したものであるが、その後の雇用情勢の改善や提言型政策仕分けの指摘を受けて、見直しを行う。

平成24年10月改正

【生産量要件の見直し】

最近3か月の売上高又は生産量が
その直前3か月又は前年同期と比べ5%以上減少



最近3か月の売上高又は生産量が
前年同期と比べ10%以上減少 (※)

(平成24年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【支給限度日数の見直し】

3年間 300日



1年間 100日 3年間 150日 (※)

(1年100日は平成24年10月1日以降、3年150日は平成25年
10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

【教育訓練費（事業所内訓練）の引下げ】

大企業 2,000円 中小企業 3,000円



大企業 1,000円 中小企業 1,500円

(平成24年10月1日以降の判定基礎期間から適用)

平成25年4月改正

【助成率の引下げ】

大企業 2/3 中小企業 4/5



大企業 1/2 中小企業 2/3 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

【労働者を解雇しなかった場合及び障害者を休業
させた場合の助成率の上乗せの廃止】

大企業 3/4 中小企業 9/10



廃止 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

【教育訓練費（事業所外訓練）の引下げ】

大企業 4,000円 中小企業 6,000円



大企業 2,000円 中小企業 3,000円

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

(※)はリーマン・ショック前と同水準

(注)被災3県に所在する事業所の事業主については、いずれも実施を6か月遅らせることとする。